議案第１７２号

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部改正について

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２７年９月１４日提出

静岡市長　　田　辺　信　宏

静岡市ふれあい健康増進館条例の一部を改正する条例

静岡市ふれあい健康増進館条例（平成15年静岡市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「第13条」を「第11条第１項」に改める。

第７条を次のように改める。

（利用料金）

第７条　ふれあい健康増進館を利用しようとする者は、第11条第２項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第８条及び第９条を削り、第10条を第８条とし、第11条を第９条とし、第12条を第10条とする。

第13条に次の４項を加え、同条を第11条とし、第14条から第19条までを２条ずつ繰り上げる。

２　市長は、指定管理者にふれあい健康増進館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

３　利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

４　指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

５　指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表中「第７条関係」を「第11条関係」に改め、同表１ふれあい健康増進館使用料の表中「ふれあい健康増進館使用料」を「静岡市ふれあい健康増進館の利用料金の限度額」に、

「

区分	使用料

を
」

「

区分	金額

に
」

改め、別表２専用談話室使用料の表中「専用談話室使用料」を「専用談話室の利用料金の限度額」に、

「

区分	使用料

を
」

「

区分	金額

に
」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の静岡市ふれあい健康増進館条例（次項において「新条例」という。）第11条及び別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した回数券又は期間使用券を有する者は、施行日以後に当該回数券又は期間使用券を使用してふれあい健康増進館を利用することができる。

（施行前の準備）

３　施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第11条第３項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。